

# ア ス ク

*Advise and Support Care services*

介護サービス相談サポートセンター  
福祉サービス第三者評価機関  
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 28

2008年4月3日

発行 特定非営利活動法人アスク  
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : <http://asc.nas.ne.jp/>

## 理事からのメッセージ

### 中小企業と福祉施設の組織運営

中島 幹夫

企業に勤務していた頃、20社ほどの中小企業の協力を得て仕事をしていました。売上高を伸ばし、事業分野も拡大している元気がよい企業もあれば、毎日の資金繰りがたいへんな企業もありました。

退職後、白鷗大学で聴講生として、福祉施設経営論を学び、また、第三者評価を経験することによって、中小企業の組織運営と福祉施設の組織運営にかなりの共通性があることを感じました。

まず、管理者（社長、施設長）の力量により、組織運営が大きく影響を受けるということです。元気な企業は、なんと言っても社長さんがたいへん明るく元気があります。そして、取引先には大きな信頼を得ています。施設で言えば、利用者信頼の確保ということでしょうか。管理者には、業界の動きを見通す洞察力、加えて決断力、統率力が求められます。さらに、従業員（社員、職員）に信頼され、その行動が従業員に共感を与えるような状態であれば申し分ありません。

次に共通している点は、従業員の定着性がよくないということです。そのような状況の中で、必要な人材の育成をやっていかなければなりません。社長さんからは、中小企業は求人難で困っている、社内には人材がない、ということをよく聞きます。従業員の意欲を高め成長させていく仕組みづくりが欠かせません。

最近のもう一つの悩みは適切な後継者が見つからないということでしょう。組織はそこで働く人のためにも、将来にわたって存続していく必要があります。早めの後継者対策の取り組みが必要とされます。

不景気の時期には、数社の倒産を見てきました。倒産の原因は、信頼される主要な取引先を持っていなかったこと、資金繰りが計画的でなかったこと、公私混同しての放漫経営、実務をしない従業員を抱えすぎて人件費が増大してしまったことなどでした。従業員50人の企業であれば、倒産することによって、約200人の家族の生活に影響が出ます。倒産だけは絶対に避けなければなりません。常に危機意識を従業員と共有して業務に対応することが重要です。業績不振に備えることにより、管理者にとっては安心感が生まれ苦悩が消えます。

しからば、どのようにして組織運営をあるべき姿に近づけるか。

今回のニュースレターでは、茨城の児童養護施設「筑波愛児園」が、組織運営に関して、第三者評価の効果的な活用により変革をなしとげたことが掲載されています。

この事例も含めて、第三者評価を受審し、チェック項目をクリアしていくことが、福祉施設の組織運営の改善に大いに役立つものと確信しています。

(アスク監事・経営コンサルタント・中小企業診断士・福祉サービス第三者評価者)

子どもへの虐待が増え、児童養護施設の役割がますます大きくなっている今日ですが、児童養護施設が抱える状況には厳しいものがあります。栃木県では普惠園の存続問題（現在は「きづな」に名称変更して、再出発）やいくつかの施設での不祥事があり、県内の10カ所の児童養護施設は、向こう2年間で全ての施設が第三者評価を受審し、諸問題を洗い出してサービスの向上を図ることになりました。

アスクでは評価調査者の研修を兼ねて、児童養護施設に関する2つの学習会を開催しました。1回目は2月23日にさくら市にある児童養護施設「養徳園」を見学し、園長の福田雅章さんから、児童養護施設におけるサービスの基本方針、児童養護施設の援助内容、今後の「児童養護」の方向性、そして児童養護施設の第三者評価に対する問題点などをお話しいただきました。2回目は3月15日に茨城県つくば市の児童養護施設「筑波愛児園」（東京都の子どもを受け入れている都外施設）を訪問し、黒田邦夫施設長から、施設運営の立て直しをするに際し、第三者評価を有効に活用した経緯を伺いました。

### 養徳園に学ぶ子どもとの「きづな」

児童養護施設「養徳園」

講義を聴く前に「養徳園」を案内していただきました。この日は土曜日なので、学校が休みの子どもたちが、園庭で遊んでいたり、仲良しの同士お出かけしようとしていたり、のんびりとした空気が流れていました。子どもたちは見学する私達に気軽にあいさつしてくれます。玄関では、七段飾りのお雛様が出迎えてくれました。「季節の行事を楽しむことを大切にしたい」という園の方針の一つの表れです。

2階建て園舎での生活は、50名の子どもたちがいくつかのグループに分かれて生活を共にするというユニット制（小舎制）でなされています。十数名が単位となって、大家族のような生活を作ろうとしています。高校生のお姉ちゃんが幼児や小学生低学年の面倒を見る組み合わせも試みていますが、考えているほど易しくはないそうです。思春期の子どもたちはそれだけでなくもいろいろな



玄関ホールの雛飾り

問題に直面しており、大人のように振る舞うのは難しいようです。

1階には保育室があり、3歳までの幼児が日中保育士と過ごします。4歳になると外部の幼稚園に通うようになります。子どもたちは地域の小学校、中

学校に通い、現在ではほとんどの子どもが高校へ進学します。

2階には心理的なケアやカウンセリングを受けるための部屋があり、親子が共に過ごすことの出来るキッチン付きの部屋も用意されています。また、高校を卒業すると、たいていの子どもは就職し園を離れて生活することになりますが、そのための「自活訓練室」があり、高校3年生のある期間、週あたり5千円の食費が渡され、その範囲内で生活することを体験し学びます。

これら保育室、カウンセリングルーム、親子訓練室、自活訓練室は生活スペースとは扉で仕切られていて、利用する場合は、玄関を出て外をまわって別の入り口から入ることになっています。日常の家庭的な生活と外の生活をはっきりと区別して営めるように工夫されています。

児童養護施設とは

児童養護施設は児童福祉法に根拠を持ち、親や家族の事情で家庭では過ごせなくなった子どもたち（2歳位から18歳）を預かり、ケアワーカーが親代わりとなって、子どもを保護・養育し、教育的な支援を行う施設です。県内には10カ所設置されており、社会福祉法人や特定非営利活動法人（NPO法人）が運営しています。

児童養護施設は、戦後まもなく戦災孤児や経済的な理由などで育児・子育てを放棄された子どもを家庭に代わって育てる施設として誕生しました。高度経済成長期には措置される子どもの数が

減って、もはや役割は終わったとされましたが、現代では、虐待や育児放棄によって、安心して育つための環境から疎外された子どもたちが、保護され成長のための様々な支援を受けることの出来る施設という色合いが濃くなっており、どの施設も定員一杯の子どもがいる状態です。また、親子の再統合（家庭復帰）に向けた取り組み・調整も養護施設の役割の一つになっています。

学校が長期の休みには、施設外の家庭が一時的に子どもを預かる取り組みもあり、施設外の社会資源との連携が子どもの成長には欠かせません。

#### 養徳園の困難と希望

福田さんは「状況が昔と一番異なることは、ほとんどの子どもの親の居場所が分かっていること」と言います。「なぜ、(ほかの兄弟は親元にいるのに)自分だけが親と一緒に暮らせないのだろう」「私は親に見捨てられた子ども…」等という、自分では解消しきれない思いを抱えた子どもが多いと言います。また、虐待を受けていた子どもは、フラッシュバック等による精神の不安定状態や自己肯定感の低さなどがあるので、専門家による心理的なケアも大切になっています。

やがて社会的な自立を果たしていく子どもたちに何が一番大切かを福田さんは「大人との関係性の構築」すなわち、「大人は信頼に足るもの」「この人なら頼ってもいいという大人を見出すこと」

といいます。養徳園では職員と子どもの関係性「きづな」を基盤にした、安心感のある当たり前の生活、管理でもなく放任でもない、見守る姿勢の関わりを大切にしています。

しかし施設にも限界があります。それは、施設は子どもにとっては生活の場だけけれども、職員にとっては職場に過ぎない、ということです。養徳園の生活年数が職員の就労年数より長い子どももいます。



養徳園園長 福田雅章さん

やはり子どもにとっては実際の家庭で育つのが自然で、その点でも里親が増えることに期待しているそうです。(編注：4月からのNHK朝の連続ドラマ「瞳」はサブテーマが「里親制度」です)

施設の限界を補うためにも、職員同士が情報を共有し合い、専門性をもって子どもの養育にあたるチームワークを築いていきたい、と福田さんは話しを締めくくりました。

この児童養護の専門性を評価できるのか、問が評価機関に投げかけられています。(文責：佐藤)

福田園長のブログ

<http://youtokuenbb.cocolog-nifty.com/>

(ブログの熱心な読者は養徳園の職員だそうです)

## 児童養護施設「筑波愛児園」で「管理運営の基盤づくり」を学ぶ

川村賢磨

『寝ようとしないう子は、手足をロープで縛られた。食事中にしゃべると、食べ物を無理やり口に押し込められた。おねしょした男の子は、性器を引っ張られた』。

平成14年10月、筑波山のふもとにある東京都の児童養護施設『筑波愛児園』のこどもたちへの虐待が明るみに出た。  
(平成20年2月14日、朝日新聞茨城版より)

このたびアスク理事長他5名の評価者が、この「筑波愛児園」(つくば市)を訪ね、黒田邦夫施設長から、平成15年2月着任から現在に至る、同施設の管理運営と援助内容や第三者評価の状況についてお話を伺った。

上記の虐待が問題となり、前の施設長は辞任し、

何人かの職員が辞め後、施設の立て直しのための施設長に就任したのが黒田さんである。「施設の定款や就業規則から、全てが作り直しでありゼロからの出発で、『やれることからやって行こう』というスタートであった。世間の求めるものは実行していこう!!というところからの立ち上げで

あった。第三者評価のチェック項目をクリアすることは当面の到達点であり、目標最低ラインであった」と黒田さんは述懐する。

15年2月着任から僅か1年後には、第1回目の第三者評価を受けている。それから毎年受審し、19年度には4回目の第三者評価を実施している。児童虐待の一要因とされた、管理的抑圧的な体制を改めるため、人事・組織の大改革を実施、運営委員会、職員会議の全職員参加型の組織を構築した。また、子どもの暮らしを大舎制から家庭的代替としてのユニット制へと改革し、子どもと職員との壁や距離をなくすことにし、職員の意欲は高まり、やる気が生まれた。子どもの暮らしへの関心が高まり、落ちついたより良い支援が行われるようになった。加えて、外部組織との関わりも積極的に進められた。医師会との連携による「心の支援委員会」により、職員と子どもの心理的なケアが行われ、児童相談所、学校との情報共有化への努力や、県や都行政とのパイプ強化、他の施設との交流などネットワークづくりに着手した。更に現在は、フレンドホーム家庭体験、育成会・子供会、学習ボランティア、職業指導ボランティア、青年会・消防団・各種ボランティア、企業の社会貢献などを社会的資源として確保、補完的機能を更に充実し進化している。

最初の1年で早くも基礎的なルールが見事に敷かれたのである。2年目には徹底的な実践、そして3年目に目標達成への微調整を行い、19年度の第三者評価では実に、140の標準項目中138項目において完全実施済みの評価を受けている。(園は都外施設なので、東京都の福祉サービス第三者評価制度に則って受審している。)

黒田さんは、「何もないゼロからのスタートだったから、やりやすかった」と、いとも簡単に言っているのが、具体的な成果を実現するノウハウを施設長と職員が一体となって構築し、共有できたことが大きな原動力であると実感させられた。

黒田さん曰く、「施設長は人事と利用者の入退所、それに高額な出費のみにかかわり、他は全て、職員が自ら決めて自らが実行している」と。施設

の運営に必要なことはどんなに細かいことでも、全て文書化されており、「手引書」となっている。それに基づいた、現状分析、課題の抽出、方針の決定、そして実践が現場ベースで繰り返し行われて、今日に至っている。

黒田さんは更に「子どもの自立を支援する職員が自立していなくてどうする」と付け加える。上司の指示を待つのではなく、自ら考え行動できる職員になることを求めている。

運営委員会～職員会議は徹底した事前準備により提案型の会議になっている。会議資料や決定事項は勿論、全て文書化されて全職員共有となっていることは言うまでもない。委員は互選で選出され、全て自分達で決定～実践～分析～課題抽出～方針決定～実践されているのである。

当面の到達点だった、標準項目はほぼクリアし、今後は評価A+を目指して取り組む[課題]が方針化され、社会的な信頼、評価を高めていく長期経営戦略が立てられている。管理運営の基盤は完成された形で確立されている。(編注：東京方式では標準項目を全て実施出来ている評価項目で、なおかつより優れた独自の取り組みが継続的になされている場合、評点A+を点けることが出来る。とうきょう福祉ナビゲーションを参照のこと)

今回の訪問で、施設長黒田邦夫さんという類稀なる指導者に出会えたことと、新しい筑波愛児園の管理運営手法を学ぶことが出来たことによって、今後の評価活動に大いなる指針を得たように思う。

最後に、黒田さんは「問題が発生するのが問題ではなく、その問題と如何に積極的に取り組むかが問題である」。そして、

「福祉はサービスではない、権利である」と。

(栃木県福祉サービス第三者評価調査者)

筑波愛児園ホームページをご覧ください。組織改革の経緯とどのような施設を目指しているのかが掲載されています。<http://www.e-tsukuba.jp/aijien/>  
このホームページから、筑波愛児園の第三者評価結果を見ることが出来ます。東京都の福祉サービス第三者評価の詳細については、とうきょう福祉ナビゲーションをご覧ください。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>



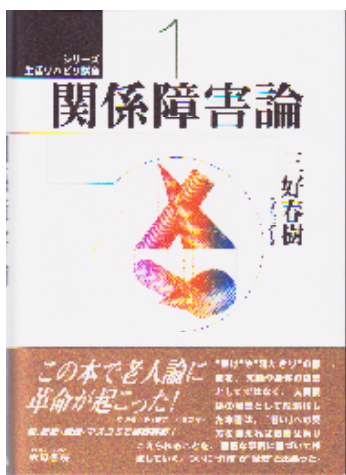
栗津美穂 (あわづ・みほ)

1956年東京生まれ。78年渡米。カリフォルニア州の大学を卒業後、時事通信ロス支局記者となる。フリーになり日本の雑誌等に米国の子もや女性に関する連載記事を執筆。95年福祉学科で修士号を取得。2000年よりベンチュラ郡・児童保護局でソーシャルワーカーとして働く。現在シアトル在住。著書に『こんな学校あったらいいな ミホのアメリカ学校日記』(ポプラ社)

**虐待を受けた子どもたちの成長と困難の記録**  
**ディープ・ブルー アメリカの児童保護ソーシャルワーク**

栗津 美穂 著 太郎二郎社エディタス 刊  
 2100円+税 2006年12月10日発行

「日本でも頻繁に、虐待やネグレクトの事件が報じられている。子ども虐待が社会の深刻な問題になっていることは間違いない。2000年に児童虐待防止法が施行されるようになった日本は、今、スタートラインに立っていると見える。アメリカが虐待通報を義務づける法律を作ってから30年が経ち、子ども虐待に関しては、この国はありとあらゆる経路をたどってきた。・・・この国が試行錯誤してきたことを“アメリカの体験”としたとき、日本がその体験から学べることはあるはずだと私は思っている。(p.11より抜粋)」著者が児童保護局のソーシャルワーカーとして関わった実在の子ども5名のドキュメントと子どもに関わる各専門家の働きを軸に、アメリカやカリフォルニア州が採っている被虐待児の保護・養育施策と実際を解説した力作である。題名『ディープ・ブルー』は、関わる大人に容易には心を開こうとしない子どもの絶望に満ちた瞳と心の奥底を深い海の色に喩えて付けられている。



三好春樹 (みよし・はるき)

1950年生まれ。74年から特別養護老人ホームに生活指導員として勤務後、九州リハビリテーション大学卒業。特別養護老人ホームでPT(理学療法士)としてリハビリテーション現場に復帰。85年退職後、「生活とリハビリ研究所」代表。著・監修書に『痴呆論』『老人介護とエロス(共著)』(雲母書房)『老人介護 常識の誤り』(新潮文庫)『完全図解 新しい介護』『実用介護辞典』(講談社)ほか多数。

**シリーズ 生活リハビリ講座 1**  
**関係障害論 - 老人を縛らないために -**

三好 春樹 著 雲母書房 刊  
 2500円+税 1997年4月7日発行

今や古典になった、三好思想の集大成「生活リハビリ講座シリーズ」の第1巻。看護師や介護職員のための実際の講座が基になっているために、大変読みやすく面白い。一般に行われているリハビリやケアにつきこみと批判を加えながら、困難を抱えている高齢者をどう理解し、どのようにケアしていくかを説いていく。根本にあるのは、高齢者の身体的な障害ではなく、まわりとの関係性の喪失が、生きる意欲を失わせケアの困難につながっているという見方である。社会的関係(x:仕事や地域との関係、世間体)、家族的関係(y:家族や親しい友人との関係)、自分自身との関係(z:プライド)を、 $z = f(x, y)$ 、自分自身との関係は社会的関係と家族的関係の関数で表す。日本の高齢者は「西欧的な自立した自己」を有しているのではなく、世間や家族関係からの承認によって形づけられる自己感を持っている、としている。実際のケアもこれらの関係の修復や創造を視野に入れたものということになる。

この欄への投稿を歓迎いたします  
 おススメの書籍(新本、旧本を問わず)をご紹介ください

## ケアマネのひとりごと... (今回は“拡大版”です)

ケアマネさん、あなたのつぶやきを聞かせてください！

あるケアマネージャーの集まりで、下記のような「ケアマネのつぶやき」が聞こえてきました。これらのつぶやきを5つの意見書にまとめて、オフィス・ハスカップが開催した国会集会「安心して利用できる介護保険を！」(1月29日開催)に提出しました。

アスクでは、オフィス・ハスカップの小竹雅子さんをお招きして、介護保険に関する講演会を開催します。インフォメーション欄(8ページ)をご覧ください。

### 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センターは、高齢者介護の119番、もっと身近な相談相手になって欲しい。
- ・地域包括が広い地域を抱えていると、質の向上は望めず、また、利用者の抱え込みとなってしまう。対応や力量等に地域格差が大きい。
- ・ケアプランを自己作成できそうな人がいっぱいいる。プラン作成を全てケアマネがするのはなく、自己作成プランの支援を地域包括の主任ケアマネが担うことが出来るのではないか。

### 介護職員の処遇改善

- ・介護職の低賃金に対応する法案が検討されているが、経営者にお金が入るのではなく、現場の職員に確実に届くような法律を望む。
- ・介護保険改正後に特に目立つのは、介護職員の入れ替わりが激しく、慣れたかと思うと辞めてしまうこと。ケアマネも何人も辞めてしまって、ケアマネの名前を覚えるのが大変。相談したいことがあっても利用しにくい。一生懸命な人は、燃え尽きて沈没して辞める。経営者の理解がなく、収入にならないケアマネは肩身が狭そう。もっとケアマネが公平に仕事の出来る処遇を！！
- ・職員の入れ替わりが激しく、利用者が不安で安心したサービスが受けられなくなった。
- ・介護サービスに対する単価があまりにも安く、生活できない。
- ・人材派遣というのは介護現場には大変悪い。誰でも良いという感じですぐに辞め、サービスの質が悪くなっている。
- ・働いている人に匿名のアンケートが必要。
- ・高齢者にとって満足の出来るサービス提供に限度がある。その理由は、  
人手不足(職員の定着率が悪い)  
職員の質がよくない(人材センターからの派遣は経験がない人が多い)  
介護度が半年または1年で変わると、場合によってはケアマネが変わってしまう。すると利用者の声が届かなくなる。
- ・仕事内容が3K以上の割には、給料が安い。経験がないために安全・安心の介護が提供できない。利用者が不安。ケアマネとの信頼関係が築けない上に、施設との連携が図れなくなる。

### 施設管理者

- ・質より量の売り上げ重視の施設(管理者)・事業所が増えているように思う。
- ・管理者等(施設長)のモラルに関する研修が必要。現場をよく理解し、中立公平であること。

### 利用者・家族の負担感

- ・要介護1の時でも経済的負担が大変なので、デイを月4回(週1回、5週まである月は1回休み)しか利用していなかった。要支援2になったが、デイ利用が1ヶ月分の包括料金なので、週1回でも週2回でも支払いは同じと地域包括支援センターに言われた。しかし、週2回の利用になると食事代が倍になり、支払いが困難なので、週1回しかデイを利用しなかった。最低限の利用しかできない人がいるのを忘れないで欲しい。

要介護1でデイを週1回利用	介護利用料	3468	+	食事代	2000	=	5468	円
要支援2でデイを週1回利用		4578	+		2000	=	6578	円
要支援2でデイを週2回利用		4578	+		4000	=	8578	円

### 医療行為・医療との連携

- ・監査で、小規模多機能居宅介護の利用者には胃ろうの注入はできないと指摘を受けた。看護師または家族がするならいいが、常時看護師がいない場合は、介護職がしてはだめといわれ、利用できなくなった。
- ・胃ろうでの注入は医療行為とのことだが、ある程度身体状況が落ち着いているなどの条件を満たした場合、看護師による指導があれば柔軟な考え方をしても良いのではないか。胃ろう造設されている方が、希望する施設を利用できなかつたり、選択範囲が狭まって不利益を被ることになる。(痰)吸引同様、家族の同意によって介護職が行えるようになると良い。
- ・利用者の通院に同行しても、秘密保持とかの理由で医師から説明を受けられない。認知症でも、診察に同席できないために情報を伝えられないことがある。介護サービスの中で介護職やヘルパーであっても、契約書に秘密保持の件も了解を得ているのに、理解していない医師がいることを、病院自身も考える必要があると思う。何人もの付き添う人から苦情を耳にする。
- ・国は福祉系サービスに比べ医療系サービス、特に医師に対して依怙鼻息していると感じる。

### 認定審査

- ・認定審査の内容が、個人因子だけの認定調査であるため、独居と同居家族がいる環境では、認定結果に差が生じる。出来なくても違ってでもしなくてはならない、見守りをしてくれる人のいない一人暮らしの場合と、何でも家族がやってくれて見守りもしてくれる場合では、自ずから公平な調査とならない。
- ・認定調査の抜本的な改正が必要なのではないかと思われる。IADLに関して、男女の性差があることを無視。例えば、妻が全面的に金銭管理をしているから夫はしなくても良いから、「できない」となったり、電話の受け答えについても、機会がない場合の能力を総合的に勘案して判断しなければならない、というところ、など。
- ・立ち上がりについての判断基準について、畳生活が主なこの日本で、椅子からの立ち上がりが出るかどうかだけで判断する内容で、床からの立ち上がりは含まれない。これはおかしい。
- ・出来てもやりたくない人も沢山いるが、お口が上手であると、うまく調査員をごまかす人もいる。反面、きちんと説明できない家族もあり、それによって結果がえらく違う。

### 要支援と要介護

- ・介護保険をすぐに利用したいと希望されても、介護度がはっきりしないでは利用できない(実費になるかも知れないと説明はするが)と不便さを感じる。もう少し利用する側に優しい制度であって欲しいと考える。
- ・介護保険料を支払っていても、重い介護状態になってから、癌末期の方も含め、新規で申請する方は、暫定で利用希望としてサービスを開始しているが、法改正後、要介護か要支援かで居宅になるか地域包括になるか担当が変わるため、利用の調整に当たるプランナーも含め、利用しづらくなってきた。認定結果が出るまで時間もかかりすぎる。
- ・要介護 要支援 要介護と、繰り返す認定結果、ボーダーラインの人たちの問題がいろいろ。半年ごとに包括支援センターと居宅支援事業所を行ったり来たり、なんか、へん！！
- ・以前より利用されているが、利用時の契約の際、署名する書類が多く負担感がある。利用開始から要支援になったり要介護になったり、認定のたびに居宅と包括を行ったり来たりすることになることが、本人・家族に取り負担となっている。

### サービス利用

- ・通所ケアを利用するのに、満員だとのことで断られてしまった。やっとの事でサービス利用できたと思ったら、期間を区切られてしまった。もう少し利用したいのに何とかならないのかと利用者本人、家族より。
- ・サービス事業所のサービス計画が、ケアマネの居宅支援計画を基に作ることを利用者は知らなかった。今まで計画書を交付してもらったのは、デイで2度だけである。ショートステイでは交付してもらったことがない。サービス計画について説明してもらったこともない。

## アスクの活動から

《地域密着型サービス外部評価》 W A M N E T (<http://www.wam.go.jp/>)

認知症対応型共同生活介護 ケアハウスフローラ(高根沢町) 評価結果公表

現在グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の外部評価と県内の特別養護老人ホームの第三者評価に取り組んでいます。これらの評価結果は4月～6月にかけて公表出来る予定です。

## インフォメーション

### アスク講演会「安心して利用できる介護保険を！」

市民福祉情報オフィス・ハスカップは、1月29日に参議院議員会館で国会集会を開催し、2006年度の改正で使いづらくなったといわれる介護保険について、介護職員、事業者、学者そして利用者・市民からの意見や要望を国会議員に伝えました。オフィス・ハスカップを主宰する小竹雅子さんに国会集会の内容をお話しいただき、介護保険改正がどのような状況をもたらしたかを問い直すとともに、私達の求める介護や福祉の制度と形をご一緒に考えたいと思います。

日 時 4月19日(土) 13:30～16:30

会 場 とちぎ健康の森 小会議室(宇都宮市駒生町 3337-1 TEL028-623-5858)

プログラム 13:30～15:30 講演と質疑応答

15:30～16:30 交流会

講 師 市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰 小竹雅子さん

参加費 2000円(アスク会員 1000円) 郵便振替にての振り込みになります

定 員 申込み先着72名(必ずお申し込みください。参加費の支払い方法をお知らせします)

申込み アスク事務局【FAX 0287-62-4310 E-mail: [npo.asc@nasuinfo.or.jp](mailto:npo.asc@nasuinfo.or.jp)】

### 2008年度 特定非営利活動法人アスク総会のご案内

日 時 5月11日(日) 10:00～12:00

会 場 那須塩原市・いきいきふれあいセンター 2階研修室(那須塩原市桜町6-337)

内 容 2007年度事業報告・2007年度決算報告・監査報告

2008年度事業計画・2008年度予算

役員改選 他

連絡先 アスク事務局【FAX 0287-62-4310 E-mail: [npo.asc@nasuinfo.or.jp](mailto:npo.asc@nasuinfo.or.jp)】

正会員は出欠の連絡と委任状の提出をお願いいたします。

総会には誰でもご参加いただけます。

### ハスカップ・セミナー2008 「ホームヘルプ・サービスのいまとこれから」

2006年の改正介護保険法の実施で、各地で利用の制限が起こったホームヘルプサービスについて、特にヘルパーの働き方と意識を中心に、現状とこれからの話をいただきます。

講 師 堀田聡子さん(東京大学社会科学研究所助教)

日 時 4月15日(火) 18:30～20:30

会 場 東京ボランティア・市民活動センター会議室B(JR飯田橋駅セントラルプラザ内)

参加費 1500円 申込み FAX 03-3303-4739

主 催 市民福祉情報オフィス・ハスカップ <http://haskap.net/>

次号のニュースレターは7月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。  
表のページの宛先に、6月末までにお寄せください。